

資料3

年金記録問題について

- 資料3-1 年金記録問題に関する今後の対応・・・・・・・・・・ 1
(平成20年1月24日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料3-2 年金記録問題への国を挙げての対応体制・・・・・・・・・・ 9
(平成20年1月24日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料3-3 全年金受給者に対する「ねんきん特別便」(平成20年度送付分)について・・・・・・・・・・ 13
(平成20年2月19日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料3-4 「名寄せ」・「ねんきん特別便」送付及び回答状況・・・・・・・・ 21
- ・「ねんきん特別便」の発送予定件数について
 - ・「ねんきん特別便」の状況(平成20年2月19日現在)
 - ・「ねんきん特別便」の回答状況について(2月19日現在)
- 資料3-5 「年金記録問題に関する今後の対応」等を踏まえた「ねんきん特別便」に関する改善策について・・・・・・・・ 24
- ・「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月24日年金記録問題に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた「ねんきん特別便」に関する取組について
 - ・ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する入念照会の状況
 - ・「ねんきん特別便」送付対象者の回答状況について
- 資料3-6 相談体制の強化について・・・・・・・・・・ 38
(平成20年2月19日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)
- 資料3-7 年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況・・・・・・・・ 39
(平成20年2月19日年金記録問題に関する関係閣僚会議提出資料)

年金記録問題に関する今後の対応(骨子)

平成20年1月

1 政府・与党とりまとめに基づく対策の着実な推進

- 昨年7月に政府・与党として、本年3月までを目途として実施することを約束したことは、
 - ・「5000万件の未統合記録」と「受給者3000万人・加入者7000万人の記録」とをコンピュータ上で突き合わせをし、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へお知らせすることであり、
 - ・これは予定どおり進められている。
- (「ねんきん特別便」送付件数(1月22日現在): 約73万人分送付済)

- この点について、以下の「お一人お一人の記録を正確なものとするための対応」と併せて、国民に対して、丁寧でわかりやすい説明を重ねるとともに、関係閣僚会議を原則として毎月開催し、対策を推進する。

2 お一人お一人の記録を正確なものとするための対応

(1) お一人お一人へのアプローチ

確実に年金をお支払いしていくためには、お一人お一人の年金記録を正しいものとしていくことが必要であり、「受給者3000万人・加入者7000万人」に送付する「ねんきん特別便」による確認を通じて、未統合の記録も縮減されていく。

「今後解明を必要とする記録」(推計1975万件)についても、統合を着実に進めていくためには、何よりも国民お一人お一人にご自身の記録を確認していただくことが重要であり、これにより記録の統合が着実に進められる。

- ① このため、「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人」に送付する「ねんきん特別便」について、市町村、経済団体、企業、労働組合等との協力・連携の下に、記録確認の周知徹底、相談体制の確保等を国を挙げて展開することを中心として、未統合記録の縮減を図る。

なお、本年 2 月から 3 月までの間を集中キャンペーン期間と位置づけ、広報や企業、市町村等の協力等を通じて、旧姓での履歴の申出の徹底を図り、記録の統合を進める。

また、特別便の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談体制等の充実に引き続き努める。電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

- ② 特別便が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行い、送付する。また、未回答の方については、3 カ月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答をいただけない方についてはさらに、その 3 カ月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。
- ③ 訂正なしの回答については、優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。
- ④ さらに、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに特別便に折り込む。

(2) 記録の解明からのアプローチ

5000 万件の未統合記録については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところである。その成果を踏まえ、今後、解明を必要とする記録について、

- ① 住基ネットでの調査による特定
- ② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の補正とコンピュータ記録による調査等の記録の徹底解明にも早期に着手し、順次、絞り込みを進める。

3 年金記録確認第三者委員会の対応

- 年金記録確認第三者委員会においては、あっせん事例集の整備等により各地方委員会の迅速な処理の推進を図るとともに、審議チームの約50増など一層の体制強化を講ずること等により、処理件数の大幅な増加を図り、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

4 対策全体の進捗状況等について、関係閣僚会議等を通じて公表する。

年金記録問題に関する今後の対応

年金記録問題については、平成 19 年 7 月 5 日の政府・与党とりまとめにおいて、本年 3 月までを目途に、「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人の記録」をコンピュータ上で突き合わせし、その結果、記録が結び付く可能性がある方々へお知らせすることをはじめ、一連の具体的な対策を掲げ、以後、これに沿って、昨年 12 月 17 日から「ねんきん特別便」の発送を開始するなど、着実に取組を進めてきた。こうした点について、関係閣僚会議の開催等を通じて、引き続き国民に対して、丁寧な説明を重ねていく。

また、政府・与党においては、国民の立場に立って記録の訂正を行うための「第三者委員会」の設置、記録が訂正された場合に 5 年以上前の年金も全額支払うことを可能にする「年金時効特例法」の成立など、国民の安心を確保するための枠組みの整備を図ってきたところである。

さらに、これまでの取組の結果、5 千万件の未統合記録の全体像も明らかとなったところであり、今後、その成果を踏まえ、以下により、「お一人お一人へのアプローチ」及び「記録の解明からのアプローチ」の両面から記録の統合等を進めるなど、引き続き、政府を挙げて計画的な取組を推進する。

1. お一人お一人へのアプローチ

平成 20 年 3 月までの「ねんきん特別便」を契機とする第 1 段階と、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第 2 段階で展開する。

特に、今後解明を必要とする記録(推計 1,975 万件)についても、何よりも国民お一人お一人にご自身の記録を確認していただくことが重要であり、これにより、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる記録」、「転記ミス等による不備記録」をはじめ、記録の統合が着実に進められることになる。

このため、すべての受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付する第 2 段階では、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げた体制で年金記録の確認等を推進し、記録の統合等を進める。

(1) 記録が結び付く可能性のある方への「ねんきん特別便」

平成 20 年 3 月までに、「5 千万件の未統合記録」と「受給者 3000 万人・加入者 7000 万人」の記録のコンピュータ上での突き合わせ(氏名・生年月日・性別の 3 条件により実施)を行い、その結果記録が結び付く可能性のある方への「特別便」の送付を、確実に実施する。

(2) すべての年金受給者及び現役加入者の方への「ねんきん特別便」

(1)以外のすべての年金受給者と現役加入者の方々に、「特別便」をお送りし、(1)と合わせて「受給者 3,000 万人・加入者 7,000 万人」の一人一人に記録を確認いただき、記録の正確性を確保するとともに、着実に未統合記録の減少等を図る。その際、市町村、経済団体、業種別団体、企業、労働組合等の協力を得て、きめ細かく記録確認の周知徹底を図る。

(3) 相談体制の充実とより積極的な対応、分かりやすい注意喚起

「特別便」の発送状況を踏まえつつ、社会保険事務所等における相談業務従事者を、現在の 4,500 人体制から、まず、①臨時相談窓口を約 1,000 席新設、②社会保険庁OB、社会保険労務士等の経験者を約 1,600 人配置するなど、相談体制等の充実に引き続き努める。また、電話や来訪による照会や相談において、より具体的な情報を提供するなどにより、より積極的に記憶の呼び起こしを働きかける。

さらに、加入履歴のチェックのポイントを分かりやすく示した注意喚起の資料を新たに「特別便」に折り込む。なお、既に発送した方についても、追加送付する。

(4) 未到達・未回答の方への対応

「特別便」が住所不明で戻ってきた方については、市町村や企業の協力による住所調査等を行い、「特別便」を送っても未回答の方については、3ヵ月後を目途に順次はがきにより記録の確認をお願いする。回答をいただけない方についてはさらに、その3ヵ月後を目途に記録の確認をお願いするなど、徹底した対応を図る。

(5) 「訂正なし」の回答への対応

「訂正なし」の回答については、基本的には信頼し尊重するが、内容からみて優先度が高いと思われるものについて、電話や訪問による入念的な照会を実施する。

(6) 旧姓での履歴の申出の促進

今後解明を必要とする記録(推計 1,975 万件)の中に多く含まれると見込まれている「婚姻等により氏名を変更していると考えられる記録」について、着実に記録の統合を図るため、広報や企業、市町村等の協力により、旧姓での履歴の申出の徹底を図る。

特に、本年2月から3月までの間を「旧姓履歴の申出集中キャンペーン期間」と位置付け、申出及び記録の統合の促進を図る。

(7) 市町村、経済団体、企業等の協力・連携

「特別便」の送付等に対応し、上記の記録確認の周知徹底に加え、相談体制の確保、内容・手続等に関する広報、記録統合申請手続の代行等について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期す。

2. 記録の解明からのアプローチ

5千万件の未統合記録については、これまでの作業により全体像を明らかにしたところであり、その成果を踏まえ、上記の「お一人お一人へのアプローチ」に加え、以下により、「記録の解明からのアプローチ」による解明を進め、順次絞り込みを進める。この取組は、可能なものから直ちに着手し、20年度に集中的・計画的に進める。

- ① 住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「死亡者(5年以内)」の特定
- ② 「漢字カナ変換記録」、「転記ミス等による不備記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査
- ③ 「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」、「既に給付に反映済みと考えられる記録」のコンピュータ記録による調査 など

* なお、これらにより本人の特定等が困難なものについても、更に可能な限り、過去に勤務していた事業所や過去の住所の所属する市町村への照会を通じて、解明作業を継続する。

3. その他の取組

(1) 5千万件の記録以外に、7月5日の決定に盛り込まれた厚生年金旧台帳・船員保険旧台帳の記録(「1,430万件」「36万件」)への対応については、スケジュールに従い、20年5月までを目途に、コンピュータ入力作業を行った上で、1億人の記録と突き合わせを行い、記録が結び付く可能性がある方へのお知らせを行う。

* 「1,430万件」「36万件」とは、それぞれ、昭和29年以前に退職した厚生年金加入者、昭和25年以前に退職した船員保険加入者の記録。使用頻度が低いとしてコンピュータ入力されず、マイクロフィルムで管理されている。

* これらの記録は69歳以上の方の記録であり、1億人の方の記録と結び付く割合は低い。

(2) 8億件超に上る紙台帳(マイクロフィルムを含む)とコンピュータ記録(基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録)との突き合わせについては、実効性・効率性を考慮し、優先順位を付けて計画的に進める。

* 20年度の取組

- ・ 特例納付など複雑で特殊な記録で優先度の高い「国民年金特殊台帳」の突き合わせを行う
- ・ 市町村が保管する「国民年金被保険者名簿」については、具体的な実施方法の検討や、実施のための準備作業を進める
- ・ 「厚生年金被保険者名簿」については、19年度に行うサンプル調査の結果を分析し、優先順位や効率的な実施方法の検討を行う

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

(1) 当面の審議の促進

年金記録確認第三者委員会においては、昨年秋以来、委員を338人から538人へ増員、事務局職員を468人から877人へ増員、審議チームを54チームから118チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。

また、更に処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県15カ所程度)の一層の体制の強化(審議チームを約50増)に早急に取り組む。

(2) 本年4月以降の取組み

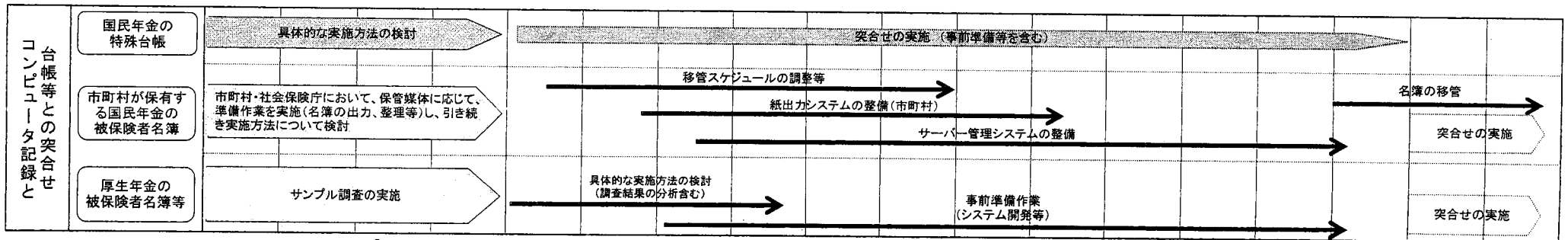
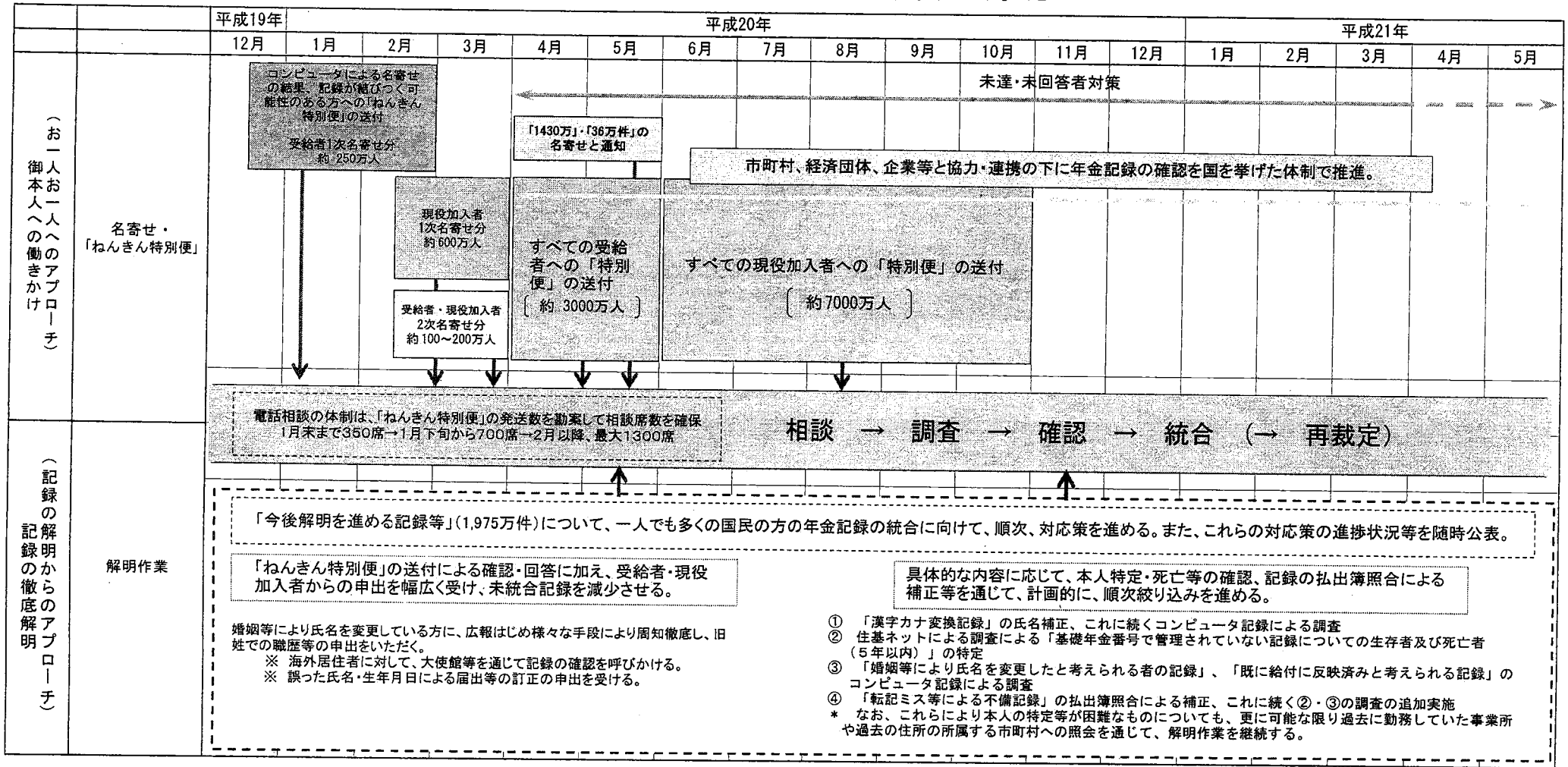
上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

また、本年4月以降に申し立てられる事案については、①第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、②社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、③申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

5. 進捗状況の公表等

これらの取組の進捗状況について、関係閣僚会議の開催等を通じて毎月公表するとともに、可能な限り早期の記録統合を目指し、あらゆる手段を尽くして最後まで最大限の努力を継続する。

年金記録問題に対する今後の対応



年金記録問題への国を挙げての対応体制

| 月 | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--|
| | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | |
| ねんきん特別便送付時期 | <p>ねんきん特別便専用コールセンター(新設)の最大席数 350席 → 700席</p> <p>※ 応答状況が極端に悪化した場合には、年令の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)から、更に100席程度を振り替える。</p> <p>※ 2次名寄せ(受給者・被保険者分) 被保険者(名寄せ分)</p> <p>※ 名寄せ非該当の全受給者への加入履歴のお知らせ ※ 名寄せ非該当の全被保険者への加入履歴のお知らせ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話相談 | <p>ねんきん特別便専用コールセンター(新設)の最大席数 350席 → 700席</p> <p>※ 応答状況が極端に悪化した場合には、年令の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)から、更に100席程度を振り替える。</p> <p>※ 2次名寄せ(受給者・被保険者分) 被保険者(名寄せ分)</p> <p>※ 名寄せ非該当の全受給者への加入履歴のお知らせ ※ 名寄せ非該当の全被保険者への加入履歴のお知らせ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金記録問題への国を挙げての対応体制 | <p>ねんきん特別便専用コールセンター(新設)の最大席数 350席 → 700席</p> <p>※ 応答状況が極端に悪化した場合には、年令の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)から、更に100席程度を振り替える。</p> <p>※ 2次名寄せ(受給者・被保険者分) 被保険者(名寄せ分)</p> <p>※ 名寄せ非該当の全受給者への加入履歴のお知らせ ※ 名寄せ非該当の全被保険者への加入履歴のお知らせ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会保険庁の対応 | <p>ねんきん特別便専用コールセンター(新設)の最大席数 350席 → 700席</p> <p>※ 応答状況が極端に悪化した場合には、年令の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)から、更に100席程度を振り替える。</p> <p>※ 2次名寄せ(受給者・被保険者分) 被保険者(名寄せ分)</p> <p>※ 名寄せ非該当の全受給者への加入履歴のお知らせ ※ 名寄せ非該当の全被保険者への加入履歴のお知らせ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村・企業・経済団体等の対応 | <p>ねんきん特別便専用コールセンター(新設)の最大席数 350席 → 700席</p> <p>※ 応答状況が極端に悪化した場合には、年令の一般相談の電話(ねんきんダイヤル)から、更に100席程度を振り替える。</p> <p>※ 2次名寄せ(受給者・被保険者分) 被保険者(名寄せ分)</p> <p>※ 名寄せ非該当の全受給者への加入履歴のお知らせ ※ 名寄せ非該当の全被保険者への加入履歴のお知らせ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

年金記録問題への国を挙げての対応体制

年金記録問題について、「ねんきん特別便」の送付を通じた国民による確認により解消を図る。このために、「ねんきん特別便」が国民に着実に届けるための体制、「ねんきん特別便」を受け取った国民の疑問や不安に応えるための手厚い相談体制を、自治体、企業等とも連携し、ご協力を得ながら、国を挙げての体制で取り組む。

1. 社会保険事務所等への相談対応要員等の派遣

「ねんきん特別便」発送に伴う国民からの相談に対し、十分な体制を構築する。このため、年金事務に携わった経験のある社会保険庁OBとともに、専門家である社会保険労務士の支援を求める。

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| ① 社会保険事務所、年金相談センター及び巡回相談において、来訪者からの「ねんきん特別便」の記載内容、年金加入記録照会票により申請された加入記録の相談、その他一般的な年金記録に関する照会への対応要員の社会保険労務士会からの派遣を要請する。 | 〔全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会〕 |
| ② 社会保険事務所等において、社会保険庁職員を年金記録確認・調査に再配置したことに伴い生ずる他の業務（医療保険の適用、保険料徴収等）の補完を行う臨時職員の社会保険労務士会からの派遣を要請する。 | |

2. 巡回相談の実施

身近な場所で年金相談を受けられるように、社会保険庁が巡回相談を充実する。その場として、市町村役場、商工会議所会館等を想定し、巡回相談（出張相談）をきめ細かく行う。

- | | |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ○ 社会保険事務所による巡回相談の実施に際し、開催場所の提供、開催業務支援、巡回相談実施についての広報等を行う。 | 〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、市町村〕 |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------|

3. 年金記録問題についての一般的な相談実施

「ねんきん特別便」を受け取った国民に対し、特別便が送られている趣旨、「ねんきん特別便」に記載されている内容の解説、漏れている記録の申請手続等について、国民の身近な場所でも情報提供を受けることができるようにする。

高齢者や障害者等については、福祉関係団体を通じて、本人又はその家族に対する情報提供を行う。

事業所、市町村又は福祉団体等が、国民に情報提供をするために必要な情報は、社会保障庁が説明会を開催し、提供する。

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <p>① 事業所の社会保険委員の活用などにより、「ねんきん特別便」の趣旨、必要な手続、記載内容等や年金加入記録照会票への記載事項、留意点等について、来訪者に対する情報提供を行う。</p> <p>※ 市区町村の場合には、社会保険事務所とのホットラインも活用。</p> | <p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p> |
| <p>② 「ねんきん特別便」が送付された入所者又はその家族に対して、記載内容、手続等についての情報提供を行う。</p> <p>※ 施設職員に対する説明会を社会保険事務所において実施。併せて、各施設における一般的な年金相談の実施を検討。</p> | <p>〔全国老人福祉施設協議会等福祉関係団体〕</p> |

4. ねんきん特別便の送達等

国民一人一人の年金記録を着実に確認するために、「ねんきん特別便」が国民にできる限り確実に届くような体制を構築する。また、事業所及び市町村の協力を得て、宛先不明で返送されてきた「ねんきん特別便」も送付対象者に着実にお届けするための最大限の努力をする。

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>① 宛先不明により「ねんきん特別便」が返送されてきた場合において、送付対象者の現住所を、従業員情報（経済団体の場合）又は住民情報（市町村の場合）により確認する。</p> | <p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、共済所管省・共済組合等〕</p> |
| <p>② 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、事業所経由で送付する。【20年6月から】</p> | |
| <p>③ 結婚等により姓名が替わったのにも関わらず、年金記録上の氏名が旧姓のままとなっている従業員・国民への働き掛けを集中的に行う。（2月～3月を申出集中期間とする。）</p> | <p>〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全市町村〕</p> |
| <p>④ 無年金者に対し、介護保険料の納入通知送付の機会に、年金記録確認の注意喚起を併せて行う。【20年6月目途】</p> | <p>〔市町村〕</p> |

5. 記録照会・統合の手続き

全員通知の「ねんきん特別便」の発送に伴い、国民から申請される記録の漏れ等については、事業所等を経由することにより、国民の利便性を高めるとともに、効率化を図る。

また、ITの専門家を社会保険庁に集め、今後解明すべき記録の解析及びそれに必要なシステム開発を行う。

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| ① 全被保険者に送付する「ねんきん特別便」のうち、被用者年金被保険者分について、記録統合申請を事業所ごとに一括し、申請の代行を行う。【20年6月から】 | 〔日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会〕 |
| ② 「ねんきん特別便」が送られた年金受給者について、希望者の「年金加入記録照会票」を、その者に代わり一括して社会保険事務所に提出する。 | 〔協力をいただける市町村〕 |
| ③ 認知症の年金受給者に係る年金記録の確認・手続等につき、入所・入居している施設を通じて家族や後見人に情報を提供する。 ④ 視覚障害者の方への「ねんきん特別便」の音声や点字による周知や広報を行う。 | 〔全国老人福祉施設協議会、日本盲人連合会等福祉関係団体〕 |
| ⑤ 今後解明すべき記録に係る解析システムの開発及び解析に関し、ITの専門家を社会保険庁に派遣する。 | 〔日本経済団体連合会〕 |
| ⑥ 社会保険庁に派遣するITの専門家の増強を要請する。 | |

6. 広報・情報提供

国民に、正しい情報を適正に伝える。

| | |
|------------------------------------------|-------|
| ○ 「ねんきん特別便」の趣旨、見方、手続等について、広報資料を共同して作成する。 | 〔市町村〕 |
|------------------------------------------|-------|